

令和8年度 宇多津町創業支援補助金 募集要項

1. 目的

宇多津町内での雇用の創出や定住促進を図り、本町経済の活性化、地域振興に寄与することを目的として、町内で創業する方に対して事業費の一部を補助します。

2. 補助対象者

下記の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 令和8年度に町内で創業を予定していること、または交付申請時において創業した日から1年を経過していないこと
- (2) 町内に事業所等を設け創業する個人または法人であること
- (3) 町税を完納していること
- (4) 3年以上継続して営業する見込みがあること
- (5) 週38時間以上の営業を行うこと
- (6) 町が主催する創業セミナーを受講していること、または宇多津町創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援（宇多津商工会による個別相談を4回以上、1か月以上の期間受け、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識を習得するもの）を受けていること

※創業…事業を営んでいない個人が町内に事業拠点を設置し、中小企業者として新たに事業を開始すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は補助の対象となりません。

- ①補助対象外業種に該当するもの
- ②暴力団員または暴力団に関係するもの
- ③フランチャイズ契約等に基づき事業を営むもの
- ④仮設または臨時の店舗等で事業を営むもの
- ⑤本制度の補助を受けたことがあるもの
- ⑥清算、破産、更生、承認援助または特別清算に関する手続き中のかた
- ⑦①～⑥に掲げるもののほか、町長が適切でないと判断する事業を営むもの

3. 補助対象経費

- ・ 広告宣伝費
- ・ 事務所、店舗、倉庫等賃借料（店舗等の所有者が3親等以内の親族の場合は対象外）
- ・ 設備及び備品購入費
- ・ その他町長が適当と認める経費

※いずれの経費も消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含まない。

4. 補助金の額

補助対象経費の合計額の3分の2以内（上限30万円）

5. 申請手続

以下の書類を提出してください。

- ・宇多津町創業支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・宇多津町創業支援事業計画書（様式第2号）
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・特定創業支援事業受講修了証明書の写し（創業セミナーを受講していない場合）
- ・納税証明書
- ・補助対象経費に係る見積書（請求書）（写し）
- ・お店のパンフレット等

※様式は宇多津町ホームページからダウンロードしてください。

(1) 募集締め切り

令和9年2月26日（金）

（補助金の交付は予算の範囲内にて実施します。）

(2) 提出先・問い合わせ先

香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

宇多津町役場 まちづくり課 創業支援担当 電話 0877-49-8009

6. 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものを除く）や、事業を中止する場合には事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。事前に町まちづくり課へご相談ください。

7. 実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を提出してください。

- ・宇多津町創業支援補助金実績報告書（様式第8号）
- ・収支決算書（様式第8号別紙）
- ・補助対象経費に係る領収書（写し）
- ・開業届出書（写し）
- ・店舗等の写真（開業している様子が分かるもの）

(1) 実績報告期限

事業完了日から30日を経過した日または令和9年3月31日のいずれか早い日まで

(2) 提出先

香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

宇多津町役場 まちづくり課 創業支援担当 電話 0877-49-8009

8. 補助金の支払い

実績報告の内容により、実施した補助事業の内容を審査するとともに必要に応じて実地調査等を行い、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定した後、精算払いします。

9. 補助金交付決定の取消し、補助金の返還

補助事業者が補助金を他の用途に使用し、または補助金交付決定の内容、条件その他法令に違反したときは、補助金交付決定額の全部または一部を取り消します。

また、すでに交付されているときは、定められた期限までにその補助金を返還していただくこととなります。

10. 事業状況報告

補助事業が完了した年度の終了した日後3年間、毎年度の事業状況について、宇多津町創業支援補助金事業状況報告書（様式第11号）の提出により報告をしていただきます。また、必要に応じてヒアリングや現地調査を行うことがあります。

11. 補助対象外業種

- ・ 農業
 - ・ 林業及び狩猟業
 - ・ 漁業
 - ・ 金融業及び保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）
 - ・ 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所
 - ・ 以下のサービス業等
- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
 - ② 易断所、観相業、相場案内業
 - ③ 競輪、競馬等の競争場、競技団
 - ④ 芸ぎ業・芸ぎ業あつ旋業
 - ⑤ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ⑥ 興信所
 - ⑦ 集金業、取立て業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く。）
 - ⑧ 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体